

LEGAL QUEST 『民法VI 親族・相続〔第7版〕』訂正情報

2024年5月

●35頁上から12行目

「平成5（2023）年」 → 「令和5（2023）年」

●129頁下から10行目

「・・・あるいは、合意による審判（家事277条）・・・」

↓

「・・・あるいは、合意に相当する審判（家事277条）・・・」

●132頁1～3行目

「なお、親権を行う母・親権を行う養親・未成年後見人が否認権を行使する場合には（改正後774条2項）、この特則は適用されない。すなわち、これらの者による否認権の行使は原則通りとされる（改正後778条の2第3項）。」

↓

「なお、親権を行う母・親権を行う養親・未成年後見人が否認権を行使する場合には（改正後774条2項）、この特則は適用されない（改正後778条の2第3項）。すなわち、これらの者による否認権の行使は原則通りとされる。」

●171頁～172頁

「夫婦共同で養子となった者の一方だけが離縁した場合には・・・（816条1項）。」

↓

「養親夫婦の一方とだけ離縁した場合には・・・（816条1項）。」